

埼玉県公安委員会規程第3号

猟銃安全指導委員に関する規程を次のように定める。

平成22年3月24日

埼玉県公安委員会委員長

猟銃安全指導委員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動区域及び定数)

第2条 猟銃安全指導委員の活動区域及び定数は、猟銃安全指導委員活動区域及び定数(別表)のとおりとする。

(推薦)

第3条 活動区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、猟銃安全指導委員の委嘱に際しては、法第28条の2第1項各号の要件に照らし、猟銃安全指導委員に適任と思われる者を猟銃安全指導委員推薦書（別記様式第1号）により埼玉県警察本部長を経て埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦しなければならない。

(委嘱及び周知の措置)

第4条 公安委員会は、法第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を委嘱するものとする。

2 委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）を交付して行う。

3 規則第2条第2項に規定する周知の措置は、法第13条に規定する検査の場において猟銃所持者に周知させるほか、関係団体の協力を得て猟銃所持者に通知するなどの方法により行うものとする。

(再任)

第5条 猟銃安全指導委員の再任に係る手続は、前2条の規定によるものとする。

(猟銃安全指導委員証等の貸与)

第6条 猟銃安全指導委員には、規則別記様式第1号の猟銃安全指導委員証及び規則別記様式第2号の腕章（以下「猟銃安全指導委員証等」という。）を貸与するものとする。

2 猟銃安全指導委員がその身分を失ったときは、猟銃安全指導委員証等を返納させるものとする。

(情報提供)

第7条 署長は、猟銃安全指導委員に対し、職務を適正に行うために必要な限度において、情報を提供するものとする。

(研修)

第8条 法第28条の2第6項に規定する研修は、生活安全部保安課長が行うものとする。

2 研修の実施に必要な事項については、埼玉県警察本部長が定めるものとする。

(解嘱)

第9条 規則第8条に基づく解嘱理由の通知は、通知書(別記様式第3号)により行う。

2 猟銃安全指導委員の解嘱は、公安委員会の委員の合議により決定し、解嘱通知書(別記様式第4号)を交付して行う。

(辞職の承認)

第10条 猟銃安全指導委員の辞職を承認する場合は、前条第2項に準じて決定し、辞職承認書(別記様式第5号)を交付して行う。

(委任)

第11条 猟銃安全指導委員の委嘱等に関する細目的事項に関しては、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

猟銃安全指導委員活動区域及び定数

| 警察署名 | 定数 | 活動区域 |
|--------|----|---|
| 浦和警察署 | 2 | 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年埼玉県条例第27号）別表に規定する各管轄警察署の管轄区域 |
| 浦和東警察署 | 2 | |
| 浦和西警察署 | 2 | |
| 大宮警察署 | 2 | |
| 大宮東警察署 | 2 | |
| 大宮西警察署 | 2 | |
| 蕨警察署 | 3 | |
| 川口警察署 | 2 | |
| 武南警察署 | 2 | |
| 朝霞警察署 | 3 | |
| 新座警察署 | 2 | |
| 草加警察署 | 3 | |
| 上尾警察署 | 4 | |
| 鴻巣警察署 | 2 | |
| 川越警察署 | 4 | |
| 東入間警察署 | 3 | |
| 所沢警察署 | 3 | |
| 狭山警察署 | 2 | |
| 西入間警察署 | 3 | |
| 飯能警察署 | 2 | |
| 東松山警察署 | 3 | |
| 小川警察署 | 2 | |
| 秩父警察署 | 4 | |
| 小鹿野警察署 | 2 | |
| 本庄警察署 | 2 | |
| 児玉警察署 | 3 | |
| 熊谷警察署 | 4 | |
| 深谷警察署 | 2 | |
| 寄居警察署 | 2 | |
| 行田警察署 | 2 | |
| 羽生警察署 | 2 | |
| 加須警察署 | 3 | |
| 岩槻警察署 | 3 | |
| 春日部警察署 | 4 | |
| 越谷警察署 | 2 | |
| 久喜警察署 | 3 | |
| 幸手警察署 | 2 | |
| 杉戸警察署 | 2 | |
| 吉川警察署 | 3 | |

| | | |
|------------------|---|---|
| ボランティア 活動経歴 | <input type="checkbox"/> 有 活動期間及び活動内容 () <input type="checkbox"/> 無 | |
| 健康状態 | | |
| 射撃指導員 等の資格 | <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 | |
| 犯罪経歴及び 交通違反歴等 | <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 | |
| 関係団体から の推薦の有無 | <input type="checkbox"/> 有 (団体名) <input type="checkbox"/> 無 | |
| 要件 | 人格及び行動について、社会的信望を有するか (人格識見ともに優れた立派な者であるとして地域からの協力を得やすい者であるか) | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有するか (猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有するか) | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 生活が安定しているか (経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定しているか) | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| | 健康で活動力を有するか (心身ともに健康であり、委員としての活動を行うことによって、精神的又は肉体的に支障を来すおそれがないか) | <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 |
| 本人の同意 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 推薦理由 | | |
| 備考 | | |

委 嘱 状

（氏 名）

殿

あなたを 警察署猟銃安全指導委員に委嘱し
ます。

任期は、 年 月 日までとします。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

公委第 号
年 月 日

通 知 書

殿

埼玉県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 解嘱の理由
- 2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合は、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、 月 日までに、担当 (電話) に連絡してください。

（表面）

解 嘱 通 知 書

（氏 名）

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定に
より 警察署猟銃安全指導委員の委嘱
を解いたので通知します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

(裏面)

教 示 文

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

辞職承認書

（氏名）

殿

警察署猟銃安全指導委員の辞職を承認します。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印